

第118回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和6年9月25日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 68 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 69 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 70 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 1 号 令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 2 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 3 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 4 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 5 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 6 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 7 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 8 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 9 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 10 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 11 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 12 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 79 号 財産の取得について（一般事務用パソコン一式）
- 日程第 17. 同意第 4 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 19. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も、慎重にご審議を賜り、妥当なる結論が得られますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第1．議案第68号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（千種和英君）　　まず、日程第1、議案第68号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第68号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君）　　皆さん、おはようございます。

今議会、総務常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告をさせていただきます。

付託された議案ですけれども、議案第68号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。

審査日時は、令和6年9月6日、木曜日、9時半から10時2分まで行いました。

場所は、役場第1庁舎西館3階議員控室。

出席者は総務常任委員全員と、当局より町長、副町長、総務課長、税務課長。税務課町税対策室長、税務課町税対策室長補佐。

事務局より、局長、室長であります。

追加説明を求めました。

今回の改正の内容は、寄附金税額控除の拡大です。確定申告や住民税申告をする場合に、前年所得額から控除することができる項目のうち、寄附金控除の対象を拡大するように改正をします。

町税条例第34条の7に10項目、寄附金税額控除の支出の内容を定めています。10項アからコまでであるが、所得税法施行令に規定する法人とか、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定公益信託、租税特別措置に規定する特定非営利活動など、その法人の主たる目的である業務への寄附金の支出について規定をしている。

寄附金というのは、現金、物品、その他経済的利益の贈与又は無償の供与が含まれます。

改正前は、特定公益信託は金銭しか対象とならなかったが、今回の改正により、公益信託に支出した寄附金も寄附金控除の対象となるということです。

条例改正ですが、第34条の7は、「若しくは金銭」「又は金銭」の表記を削除している。

2つ目は、所得税法第78条第2項第4号が追加されたことで、公益信託に係る記載を全文改正している。

3つ目は、私立学校法の改正が、引用条文のズレがあるため、それが合うように整理している。

4つ目は、公益法人等の承認が取り消された場合などに、信託者から贈与・遺贈された財産から生じる所得へ町民税を課税する特例が規定されていたが、改正により不要であり、課税の特例の部分が削除されている。

改正する大きな要因は、国が様々な社会問題を解決するために、これまで利用が少なかった公益信託制度に目をつけ、使いやすく、新しい公益信託制度へ見直しをしたことです。

公益信託に公益法人なみの税制優遇措置を設けたり、信託設立の規定を緩和したりすることで、寄附金税額控除の適用を拡大することで、信託者からの寄附金を増額して、より使いやすい制度となるように、様々な制限を緩和変更するために関係法令が改正されまし

た。

それによって、町条例の一部を改正する、そういう内容になっております。

質疑では、今回の改正による佐用町への影響は。答弁として、寄附された分が、所得として少なくなるので、それから計算した町民税が若干減ってくると思う。ただ、信託に寄附をされている方は、把握はできていないので、具体的な額については、申し上げられない。

質疑を終結し、討論へ移りましたが、討論なく終結。採決に移りました。

議案第 68 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、全員賛成で、原案のとおり可決となりました。以上であります。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対しての、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 68 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 69 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 2、議案第 69 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 69 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 続きまして、議案第 69 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、付託審査の結果を報告させていただきます。

担当課に追加説明を求めました。

追加説明では、今回の条例改正の内容は、事業者が固定資産税の減免申請をすることができる期間を令和5年3月31日から令和7年3月31日まで延長する改正です。

事業者が、自治体が策定した事業を行った場合に、その減収分の75%が交付税で補填される制度です。その制度の関係法令の改正となっている。

この事業の実績は、令和3年度、令和4年度、令和5年度いずれも申請なく、事業者に対する影響はなかった。

なお、今回の条例改正の条例も過疎地域の特別支援法の適用に関する条例も、どちらの制度も固定資産税を3年間免除することができます。免除した場合、その75%が交付税で補填されるので、事業者にとっても、町にとっても、有益であり、メリットは同じとなっている。

質疑では、実績として、令和3年度から令和5年度の間、なかったが、今後の見込みなどの把握は。答弁として、要件として、家屋、構造物、土地の取得価格の下限が1億円以上になっており、大きな事業者でないとできない。また、基本計画が必要でつくるが、基本計画を総務省と協議をして同意をもらう必要があり、また、そのほかにも、いろいろ要件があり、なかなか見込み的にはないというふうに思う。

質疑を終結し、討論。討論もなく終結し、採決を行いました。

議案第69号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で原案のとおり可決となりました。

以上で、報告終わります。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対しての、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第70号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（千種和英君） 続いて、日程第3、議案第70号、佐用町国民健康保険条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

議案第 70 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、高見寛治議員。

〔産業厚生常任委員長 高見寛治君 登壇〕

産業厚生常任委員長（高見寛治君） 産業厚生常任委員会委員長の高見寛治でございます。

産業厚生常任委員会に付託されました議案第 70 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査報告をいたします。

審査日時、9月9日、9時30分から議員控室で行いました。

出席者は、議長と産業厚生常任委員会全委員と、当局から町長、副町長、総務課長、住民課長、保険・医療係長。議会事務局から、局長、室長であります。

最初に、当局より議案に対する追加説明を受けました。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から健康保険の被保険者証が廃止される。これに伴い、従来の国民健康保険の被保険者証も廃止となるために、国民健康保険の被保険者証について規定されている国民健康保険法も改正されたことに伴い、佐用町の国民健康保険条例も改正するものであり、全て法律の改正、国の制度改正等に伴うものであるとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

国のマイナンバー法改正に伴う改正だが、町民が受ける影響について。また、国民健康保険証の交付を令和6年12月2日をもって、新たに交付しないで、マイナンバーカードにひもづけされた保険証を持つことになるが、カードの更新忘れやカードを持たない人に対する対応についての質疑があり、法律の改正に伴う条例改正であるので、改正しないと、悪影響が出る。カード自体の更新は、暗証番号の更新が5年目の誕生日まで、カード自体は、10年目の誕生日までが有効期限になっている。事前に手続きの通知がある。第2日曜を開庁して対応している。持たない人の対応は、資格確認書。持っている人も資格情報のお知らせを出すことが決まっており、住民に、不利益が生じないように対応していくと答弁がありました。

次に、マイナ保険証登録者の状況。取得が困難な介護施設に入所している高齢者の実態はどうかの質疑あり、町の国民健康保険加入者ベースで、カード保有者のうち、登録率が6月時点で64.19%である。カードの申請率は、7月時点で97.05%である。希望される施設については、訪問して、任意であるので、本人の希望、家族の協力のもと、丁寧に申請受付を行っているとの答弁がありました。

次に、施設入所者のカードの管理は、本人ができない時は施設が管理するののかの質疑あり、本人管理となるが、できない方は、家族が中心に管理されるのではないか。施設での管理は確認できていないとの答弁がありました。

次に、医療機関でのカードリーダーの運用状況の質疑があり、保険証を確認、読み取りをする機械は、ほぼ設置されていると聞いている。利用状況の具体的な数字については、把握していないと答弁がありました。

次に、保険料を滞納した場合は、現在は短期保険証、資格証明書の発行措置が取られているが、滞納者の状況はどうか。これから出す資格確認書との違いはどうかとの質疑があり、令和5年度は、5世帯10人に資格証明書を発行した。短期被保険者証は、61世帯95人に発行している。これからは、被保険者証がなくなるので短期被保険者証、資格証明書もなくなると思うが、国から具体的な指針が来ていないと答弁がありました。

次に、本人の任意で取得するマイナンバーカードに保険証などをひもづけすることが問題であるとの意見と、このことについて、住民の不安の声がないかとの質疑があり、国全体で、情報化、DXが進められている。マイナンバーカードを有効に利用していくことも背景にある。マイナンバーカードで個人情報を集約し管理していくので、情報漏洩や秘密の保持は、しっかりやっていかなければならないことである。住民からの声は、1、2件、聞いたことがあるが、それにより、マイナンバーカードを返す方はいなかったと確認していると答弁がありました。

次に、現行と改正案の条例の文言の解釈について質疑があり、町条例の中に、どのような場合に被保険者証を返還させるのかというようなことは、上位法令の国民健康保険法の条文を引用した表現で書いているので、町条例には明記はない。12月2日以降の資格確認書の返還については、国から情報を得ていない。分かり次第伝えると答弁がありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、今回の条例改正は、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化するということで、任意であるマイナンバーカードを強制的に持たせようとするものだ。カードそのものについては、29分野の膨大な個人情報がひもづけされており、このマイナンバーカードを性急かつ強制的に持たせようとするもので保険証との一本化によるトラブル、これは特に、医療関係の場合、命に関わる危険もあり、絶対に、そういう問題が起きては困るということだ。一番の大きな問題は、医療で皆保険制度だが、申請主義に変えられるというところが大問題だ。この点を指摘し、この条例改正に反対する。

賛成討論として、今回の条例改正については、マイナンバーカード自体のことではなく、条例改正の中で行われているのは、条ずれ、文言の訂正であります。条例改正は必要であり、賛成する。詳しくは本会議の場で述べたい。

ほかに討論はなく、討論を打ち切り、採決に入りました。

採決は、賛成多数で議案第70号は、原案のとおり可決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案第70号の委員会審査報告を終わります。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第70号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化することは、任意であるマイナンバーカードを強制的に持たせようとするものです。マイナンバーカードには、納税状況、医療、年金など保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取口座、がん検診など受けた検診診断とその結果。生活保護、児童扶養手当の支給、雇用保険の支給など29分野の

膨大な個人情報がかもづけされています。このマイナンバーカード、性急かつ強制的に持たせようとするもので、マイナンバーカードと保険証の一体化によるトラブルは他人の医療情報がかもづけされていたなど、命に関わる危険があり、絶対あってはならないことです。

一番問題は、医療の皆保険制度から申請主義にええられるという問題です。
現行保険証の存続をすることを求めて、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8番（加古原瑞樹君） 議案第70号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会での討論でも述べさせていただきましたが、今回の条例改正は、上位法である国民健康保険法の一部改正に伴うもので、これにより町条例の文言の修正と条ズレの修正を行うものです。よって、反対討論されたようなマイナンバーカードの自体の運用についての内容については、今回の条例改正には関係なく、この条例改正を行わないと、運用に支障を来し、ひいては町民の不利益となるため、条例の改正は必要であると考えます。よって、賛成とさせていただきます。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第4．認定第1号 令和5年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第5．認定第2号 令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第6．認定第3号 令和5年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第7．認定第4号 令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第8．認定第5号 令和5年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第9．認定第6号 令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員長報告)

- 日程第 10. 認定第 7 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 11. 認定第 8 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 12. 認定第 9 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 13. 認定第 10 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 14. 認定第 11 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 15. 認定第 12 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定について (委員長報告)

議長 (千種和英君) 次の日程に入ります。

日程第 4 から日程第 15 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 (千種和英君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 4、認定第 1 号、令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 12 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 12 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、山本幹雄議員。

[決算特別委員長 山本幹雄君 登壇]

決算特別委員長 (山本幹雄君) 第 118 回定例会決算特別委員会の報告。

佐用町議会会議規則第 39 条に則り報告する。

日時、令和 6 年 9 月 3 日、火曜日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 4 分解散。

場所、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 階議場。

出席者、副委員長、大内氏。委員、大村、森脇、幸田、高見、金澤、児玉、加古原、小林、廣利、岡本、平岡、千種。そして、委員長である私、山本です。

説明のため、出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、支所長及び各室長、関係課室長及び担当職員。

職務のため出席した者として、局長、室長であります。

議長、町長の挨拶が終了し、直ちに審査に入る。

令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とし、歳入歳出とも各款ごとに区分して進める。

まず、財産に関する調書についての質疑はなく、直ちに終了する。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入についての審査に入る。

5 款、町税についての質疑を行う。

町税、滞納繰越分 319 万 7,658 円の推移についての質疑が行われ、税務課長が令和元年度末には 1,204 万 2,000 円であったが、令和 5 年度末には 413 万 5,000 円となっており、

790万7,000円の減少で、滞納者数は127人から68人と減っていると答弁。

また、不納欠損について、子供さんとか親戚の方が、代わりに払うというような話はないのかとの質疑がなされたが、答弁として、ないとのことでありました。

続いて、固定資産税で、収入未済額の2,487万3,912円は、収入未済額全体の割合が大きいが、答弁として、令和5年度決算において、町税、3税の収入未済金、滞納額ですが、全部で3,721万8,017円ですが、全体に占める割合は66.86%となっている。

5款、町税についての質疑は終結し、10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金についての質疑は行う。

質疑はなく、質疑を終了し、続いて、40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料についての質疑を行う。

質疑として、児童福祉施設費負担金の699万8,850円について、これは、保育料の収入であるが、第1子の保育料の関係は何人で、金額も合わせて質問する。答弁として、この徴収した子供の対象者ですけれども、おっしゃるとおりゼロ歳から2歳の第1子に対して徴収させていただいている。その中で住民税非課税世帯ですという方に対しては、無料とさせていただいている。

続いて、住宅使用料滞納繰越分74万7,000円の推移についての質疑がなされ、答弁として、令和元年度は125万3,600円、20名であったが、令和5年度末では、滞納額103万3,500円、4人となっている。かなり減少している。

続いて、福祉施設使用料で、収入済額98万350円について、例年、ほぼ同じような金額で実態についての質疑がなされ、答弁として、公共施設の使用料の減免について、使用料減免取扱規則があり、それに基づいて、全額または5割減免としている。使用料金減免団体に認定された団体を使用する場合は、5割の減免が適用されており、現在、自治会や高年クラブ、体育協会、文化協会などに加入するグループが対象となっており、加えて、構成員の半分以上、半数以上が中学生以下の団体や佐用町社会福祉協議会登録のボランティア団体などが全額の減免というふうにしている。できる限りの減免措置を行っている。応益負担という原則の下で、引き続き、公平な応分の負担をお願いすると答弁。

続いて、50款、国庫支出金の質疑を行う。

質疑はないようなので、質疑を終結し、続いて、55款、県支出金についての質疑を行う。

総務費県補助金、質疑、1,080万円、躍動する兵庫応援事業補助金、12月に補正された当初は1,000円の名目予算であったが、12月補正で1,080万円になった。この補正予算の充当先はどこか。答弁として、県政改革の事業により、補助対象事業費が上限2,000万円にし、財政力指数に応じて補助率が設定され各課の10の事業に充当。主なものとして、紙おむつの無償提供であり、クーポン支給とか、いろいろとあり、トータルで1,080万円としている。

続いて、狩猟体験会等開催支援事業補助金として、10万円出ていますが、そういう体験をした方が猟友会に入ったとか、そういうふうなことはあったのかとの質疑。答弁として、一度、狩猟を体験していただくというもので、この時の参加者数は13名で、興味を持っていただけの入り口の1つとしての事業として実施したと答弁。

また、県支出金の道の駅県施設管理委託金の関係で、トイレと道路情報施設等、管理をしていただくということで、毎年450万円が出ている。増えた額は、どれに当たるのか。また、増額を求めれば認められるのか。答弁として、増額した分は、トイレの修繕費ということで、今後、高額になるものについては、話ができるかどうか調整しておりますと答弁。

続いて、60款、財産収入から85款、町債についての質疑を求める。

質疑として、ふるさと応援寄附金が2,500万円足らずに減少している要因は何か。答弁

として、人気のあった牛肉の返礼品の取扱いができなり、寄附金のほうが減少しているということであると答弁。

60 款から 85 款までの質疑を終了し、続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳出についての質疑に入る。

歳出全般として、全体のことを質疑したいとの発言の許可をとの要望があり、許可する。

質疑、当初計画をした事業についての未執行がある。事業の推進方法に何か課題があるのではないか。ただ、感染症の関係で、経済対策とか、年度末に予算がつけば繰越と理由をはっきりしている。しかし、それ以外で当初予算が執行ができなかった、課題とかの検証はなされたのか。答弁、幾つかのケースがあるが、第 1 に、用地の選定、買収の問題。第 2 に、国県からの補助金で予算計上しておかなければならないケースもある。また、過疎債などによって、国の配分が受けられなかったようなケースがある。ある程度の見込みで予算化するという場合もあります。

続いて、議会費の質疑に入る。質疑がなく、質疑を終結し、続いて、10 款、総務費の質疑に入る。

質疑として、自動車の借上げ料について、100 万円だったのが決算額 7 万 7,000 円になっている。その要因について。答弁として、町のマイクロバス、乗り合いバスは、令和 4 年中に 2 台運行していたものを 1 台に減らしたということがある。1 台のレンタカー代になったので 7 万 7,000 円になった。

質疑、総務管理費、補償補填及び賠償金 41 万 3,089 円。何の賠償金か。答弁、学校給食センターにおいて、のり面の草刈り作業中、飛び石で車のリアガラスを破損させ、駐車場にとまっている車のリアガラスを破損させたもので、もう 1 つは、米田の町道で、通行の際、グレーチングが跳ね上がり、車体底部のギアボックスを破損させた、その分の補償です。

続いて、成人式記念映像作成委託料 44 万 5,000 円、どのように配布したのか。答弁、映像を DVD、写真を CD の中に入れ、出席者、対象者の方に記念品としてお渡ししているものです。

質疑、負担金補助及び交付金 84 万、防犯カメラの分なんですけど、今までに、どれくらいの数のカメラが設置されたか。答弁として、令和 5 年度は 7 台で、町内の防犯カメラ 67 台を設置しています。

質疑として、地域おこし協力隊事業推進費について、これまで協力隊として来られた方の総数と現在、引き続き町内におられ、居住され、また、起業されている人数は。答弁として、協力隊の総数は 20 名。現隊員を除いて 9 名。うち、起業されている方は 5 名です。

質疑、電子計算費の負担金補助及び交付金、テレワーク兵庫負担金 206 人、9 万 3,000 円、有料化された分である。利用時間、利用人数、そのあたりの評価について。答弁として、当初は無償であったものが有料化し利用状況を見ると、各課 1 アカウントプラスアルファで、現在 30 アカウントで県のほうに申請している。実績については手元にありません。今言ったような状況で 6 年度は運用している。

総務費の質疑は終結する。

続いて、民生費に入る。

質疑、民生費、社会福祉総務費、報償費、講師謝金 83 万 1,400 円の内容と実績は。答弁、83 万 1,400 円の内訳は、実態把握調査で、ひきこもり状態と定義づけられている方がいる。そのひきこもりの事業です。相談事業が 22 回で、実人員 8 名で、延べ 56 名の方が参加し、家族の交流会は、昨年度 1 回、当事者の交流会は 1 回で、当事者が 4 名、家族が 4 名参加している。相談事業、交流会を含む居場所づくりに 48 万円。もう 1 つは、自殺予防対策として実施しております。心のケア相談、心の健康づくり講演会、ゲートキーパー養成研修

等を実施、アルコール相談。精神疾患を持つ方の出向ける場としてのデイケアの講師、それから、精神保健に関する事例検討会の講師として招いていたなどで、この2つの事業を合わせて83万1,400円というふうことになる。

質疑、高齢者福祉費、負担金補助及び交付金、高年クラブについて伺う。会員数、役員のなり手不足などで、非常に減少している。以前、役員をされていた方に聞くと、役員になると負担が重い。各種会合に出席したり、そういったことで、役員の引き受け手がいない。役員の負担を減らすために、援助できないのか。そういったところの実態どうなっているのか。答弁としまして、現在、高年クラブ数、単位高年クラブ数は23クラブ、1,159名。令和5年度の実績は26クラブ、1,404名でした。様々な事業に対して補助も行っているが、自主的につくられた組織で、役員のなり手がなくなることや会員の減少により、解散は現在も続いている。新規加入者の人数が少なくなっている。事務局としても、補助はできるだけしていきたい。

質疑としまして、保育園費、支出済額5億3,000万3,095円、保育園費だと思うが、4保育園の中で未満児園児の占める割合、人数はわかりますか。答弁、割合しての資料はないが、人数を申し上げます。人数は月によって違います。入退園がございますので、佐用保育園でゼロ歳児が7名、1歳児が12名、2歳児が17名、3歳児が24名、4歳児が26名、5歳児が32名。利神保育園は、ゼロ歳児が2名、1歳児が7名、2歳児が4名、3歳児が4名、4歳児が2名、5歳児が9名です。上月保育園は、ゼロ歳児が4名、1歳児が7名、2歳児が12名、3歳児が8名、4歳児が17名、5歳児が15名。南光保育園は、ゼロ歳児4名、1歳児2名、2歳児9名、3歳児5名、4歳児12名、5歳児14名。三日月保育園は、ゼロ歳児2名、1歳児3名、2歳児7名、3歳児12名、4歳児11名、5歳児7名です。

民生費の質疑を終了し、衛生費の質疑に入る。

母子衛生費の報償費の127万3,920円の講師謝金について。答弁、1は、健診事業。それから、0歳児教室。フォローの教室、1歳半健診の後に行う集団の教室、そういったものを充てている。

歯科衛生費の負担金補助及び交付金、在宅訪問診療助成金2万円について、補正で28万円減額になっているが、事業の2万円の補助した医療機関はどこなのか。答弁として、1件で、町の歯科衛生士の方に出ている。

衛生費の質疑を終了し、続いて、農林水産業費に入る。

農業費、畜産業費、公有財産購入費、工事請負費、3月の専決で落とされている。この事業が執行できなかった要因は何か。答弁として、用地の取得ができなかった。事業候補地として想定していたところで取得が難しく、専決補正の中で減額した。

質疑、農林水産業費の林業総務費、獣害の件で、鹿、イノシシの被害は大きいですが、最近、猿の被害が増えている。被害状況は把握しているか。そして、対策は研究しているのか。答弁として、最近、奥金近のほうでも被害が報告されている。農業被害だけでなく、子供たちの下校時に、安全面を考慮し、追い払い活動を地域の人をお願いしている。猿は、大暴れして、パッと帰る。いつまでもいない。出て来た瞬間に、そこにいる方に追い払いをしていただくのが一番効果的。捕獲については、人間に近い形をしており、猟友会の方々も、銃器で射撃というのはためらうという話を聞いている。引き続き、取組は進めていく。

質疑、農林水産業費、農業振興費、委託料の花園設置委託料65万円の内容説明と委託先。答弁、味わいの里三日月に隣接する上段農地といているところ。相手方は元氣工房さように委託している。

質疑、農産物処理加工施設運営費、負担金補助及び交付金ですが、大株主として、どのような関係になるのか。答弁、行政のほうで誘導し、設置したものと認識しているが、平

時から一体となって協議も進め、事業の取組を行なっている。施設自体は町の持ち物で、備品も含め、修繕が必要な時には対応していく。一方、自立していただくためにも営利を追求し、従業員の待遇等についても改善できるよう頑張ってもらいたいと言っている。

質疑を終了し、続いて、商工費の質疑に入る。

質疑、商工費の観光、公有財産購入費、用地取得、繰越になっている。事業認定を受け、6年度の事業でやる予定と、説明も受けたが、当初のままの計画で事業認定を受けたのか。認定に時間を要した、確認をしたい。答弁、地権者に理解をいただき、順調に交渉が進んでいる。ただ、第3駐車場拡幅部分については、土地収用法で認めていただくためにも駐車場の必要性であったり、整備台数の根拠づけとなる資料の作成に苦慮し、県と調整し、作成に時間がかかった。

質疑、負担金及び補助金で、買物不便地域移動販売促進事業補助金、5年度から車だけでなく、燃料費やタイヤの等消耗品の購入も対象と拡充している。1年がたって25万8,000円の決算額、事業者さんと、どんな話になっているのか。答弁、事業者さんは1社、新規参入事業者さんがいない。同業者の継続につながると感じている。

質疑を終了し、続いて、土木費に入る。

質疑、定住促進住宅管理費、五反田住宅の修繕について、どれぐらいの戸数がフロア化されたか。答弁、60戸中40戸がフロア化されている。空き室になり次第、年に3戸ぐらいフロア化を進める。

質疑、急傾斜地崩壊対策事業負担金で、必要とする対象箇所に、実施されている状況と、あとの計画は。答弁、令和5年度の実施箇所は13か所です。県事業です。自治会から要望が出ている緊急性の高い箇所から実施。

質疑を終結し、続いて、消防費に入る。

質疑、消防団の中に女性はいるのか。女性の募集もするべきではないか。答弁としまして、女性団員は2人いる。

質疑は終了。続いて、教育費に入る。

利神城跡整備推進費57万7,000円が少なくなっている。令和5年度で利神城のやられた推進について伺う。答弁として、費用弁償については、専門員さんの会議が3つありまして、そこで欠席があったり、プロポーザルによる募集で入札減があったり、不動産鑑定評価委託料で、利神城公有化における、山林と耕作地のみを委託するというので、計57万7,000円の減少となった。進捗状況は、石垣の保存と御殿屋敷地区においては、公有化も含め整備をしていくような形で進んでいる。

質疑、教育費、教育総務費の報償費で、講師謝金25万7,900円、内容と実績、それに減額理由は。答弁としまして、実績として、心の健康づくり相談会5回と。教育研究所の講座として9回開き、5年度は、保健安全研修であるとか、ICT活用研修、学級経営、それに読書活動等の内容でやっている。25万7,900円については、GIGAスクール講習を、4年度は、業者委託をしていたが、5年度は、それを身につけた職員がおり、職員が講師として、報酬を払わなくてすみ、減額できた。

質疑、施設整備の関係で教室にクーラーの設置はあるが、体育館は設置ができていない。設置を検討したらどうか。答弁として、非常に高額になり、慎重に検討をする必要がある。

教育費の質疑は終了する。

決算特別委員会の1日目の日程を終了する。

続きまして、決算特別委員会、2日目の報告をする。

日時、令和6年9月4日、水曜日、午前9時開会、10時23分閉会。

場所、佐用町役場第1庁舎西館3階議場。

出席者、副委員長、大内。委員、大村、森脇、幸田、高見、金澤、児玉、加古原、小林、

廣利、岡本、平岡、千種。そして、委員長である山本です。

説明のため出席した者として、町長、副町長、教育長、各課課長、各支所長、関係課室長及び担当職員。

職務のため出席した者、局長、室長。

昨日の当局の答弁において、農林振興課長より発言の申出があり、許可する。

農林振興課長、元気工房さよらの従業員の勤務管理に関して、調査をし、結果の報告。出勤時間の15分以上前にタイムカードを打刻しないようにという紙が貼られている。理由として、全員が同じ時刻に始業するものではなく、人それぞれの勤務時間が異なり、勤務管理をする上でタイムカードが重要になる。適正な労務管理のために始業時刻と、あまり差がないようにということと貼られていると説明があった。

続いて、公債費について質疑に入る。

質疑、補正で7億2,000万円増額の補正になっている。内容説明。答弁、一括償還の分を増額補正。

質疑、償還の分の21億1,717万円、繰上償還分は何件か。答弁として、繰上償還分は9億1,705万円、対象は主に合併特例債事業など。

質疑を終了し、続いて、諸支出金に入る。質疑ない。

質疑を終了し、続いて、予備費に入る。質疑なしで、質疑を終了し、その他関連資料の質疑に入る。質疑なしで、質疑を終了し、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終了する。

討論に入る。まず、原案に反対討論の方。

反対討論、不十分な決算であったことを指摘し、反対討論とする。詳しくは、本会議場で。

ほかに討論はなく、討論を終結し、認定第1号の採決に入る。

採決の結果、賛成、挙手多数で原案のとおり認定される。

特別会計。これより特別家計の審査に入る。

特別会計は、各会計ごとに、歳入と歳出を分け審査する。

メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。

質疑、中山とか秀谷で、年間何キロワット、金額としたら幾らだったのか。また、幕山小プールとか久崎小プール、上月中学校横のグラウンド横、上月工業団地テニスコートであったところなんかの分、何キロワット発電し、いかほどの収入があったのか、紙に書いていただきたい。答弁、中山は、令和5年度の発電量は約577万キロワット、売電額は2億5,400万円。秀谷は1,184万キロワットの発電。3億1,200万円。上月の分は、一般会計で、ほかは特別会計で、後ほど資料を提供する。

ほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、直ちに採決に入る。

賛成の方の挙手を求め、挙手全員で、認定第2号を原案のとおり認定された。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に入る。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑に入る。

質疑、327ページ、医療給付費分滞納繰越分548万1,464円、推移は。答弁として、医療給付費分後期高齢者支援金分、介護納付金分、退職被保険者分も含めて、滞納繰越分として説明。全体の滞納者数としては、元年度は134人、令和5年度は64人と半減しており、粘り強く交渉してきたことの成果と口座振替利用の促進、コンビニ納付、キャッシュレス決済などの対応の開始、納付しやすい環境を用意できたことが要因か。

歳入の質疑を終結し、歳出の質疑に入る。

質疑、質疑なしで、質疑を終結し、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑

を終結し、討論を行う。

反対討論があり、続いて、賛成討論があった。

討論を終結し、認定第3号の採決に入る。採決は挙手によって行われ、挙手多数で、認定第3号は認定された。

続いて、認定第4号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を議題とする。

歳入の質疑を行う。

質疑、後期高齢者医療保険料の滞納繰越 50万966円について。答弁、令和5年度の調定額は117万718円で、令和元年度が171万1,716円で、54万円減少している。

続いて、歳出の質疑を行う。質疑はなく、質疑を終結し、討論を行う。

まず、反対の討論があり、続いて、賛成の討論がある。

討論を終結し、採決に入る。賛成多数で、認定第4号は、原案のとおり認定される。

続いて、認定第5号、介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を議題とする。

介護保険特別会計事業勘定、歳入について質疑を行う。

質疑、介護保険料、滞納繰越分普通徴収保険料で205万4,826円の推移は。答弁、令和5年度は令和元年度に比べて475万728円の減少となっている。

事業勘定歳入についての質疑を終結し、事業勘定歳出についての質疑を行う。

質疑、質疑はなく、質疑を終結し、続いて、介護保険特別会計、サービス事業勘定、歳入についての質疑を行う。

質疑はなく、質疑を終結し、直ちに、歳出についての質疑を行う。

質疑、それぞれ居宅サービス事業、介護予防事業について。答弁、事業はなかった。

質疑はなく、サービス事業勘定歳出についての質疑を終結し、介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑は終結する。

続いて、討論を行う。まず、反対の討論を行う。続いて、賛成の討論を行う。討論を終結し、採決を行う。

賛成多数で、認定第5号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第6号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。

まず、歳入の質疑を行う。

質疑、簡易水道事業、滞納繰越分についての推移は。答弁、令和元年度の調定額は1,526万9,943円。これがピークで、令和5年度は600万8,904円となっている。約926万円の減。滞納者については、127人から36人と大幅減少となっている。

歳入についての質疑を終結し、歳出の質疑を行う。

質疑、質疑はなく、歳出の質疑を終結し、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結し、これより討論に入る。

討論はなく、直ちに採決を行う。

賛成全員で認定され、認定第6号を原案のとおり認定される。

続いて、認定第7号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑する。

まず、歳入についての質疑を行う。質疑、質疑なく、続いて、歳出の質疑を行う。質疑なし。

質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論はなく、討論を終結し、直ちに採決に入る。

賛成全員で認定第7号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第8号、令和5年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

まず、歳入から質疑を行う。質疑なし。質疑を終結し、歳入についての質疑を終結し、直ちに、歳出の質疑に入る。質疑はなく、歳出の質疑を終結し、直ちに討論を行う。

討論はなく、採決を行う。

賛成全員。認定第8号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行う。まず、歳入から。

質疑、野外活動センター使用料 593万8,160円、連休がある時、学校関係に呼びかけているか。答弁、無料の情報誌に掲載させていただいている。ホームページはもちろん、当たり前の情報発信はさせていただいている。

質疑を終結し、歳出の質疑を行う。質疑なしのため、質疑を終結し、討論を行う。

討論がないため、討論を終結し、直ちに採決に入る。

全員賛成で、認定第9号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第10号、令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。

まず、歳入から、質疑、笹ヶ丘荘事業収入の中で、同窓会があったとか、法事があったとか、役場職員の歓送迎会などがあったのか。答弁、法事は55件。同窓会14件、歓送迎会、宴会の利用が116件。そのうち、役場の利用は22件、合計で185件の宴会があった。

歳入の質疑は終結し、歳出の質疑に入る。質疑はなく、直ちに、討論に入る。

討論はなく、討論を終結し、直ちに採決に入る。

賛成全員で、認定第10号は、原案のとおり認定される。

認定第11号、令和5年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定を議題とする。

まず、最初に歳入の質疑を行う。質疑、質疑なし。続いて、歳出の質疑を行う。質疑なし。質疑はないので、質疑を終結し、討論を行う。討論なし。

討論を終結し、直ちに採決に入る。

賛成全員で、認定第11号は、原案のとおり認定される。

続いて、認定第12号、佐用町水道事業会計決算の認定について議題とする。

まず、収入及び支出を一括して質疑を行う。質疑なしで、水道事業会計の質疑を終結し、討論を行う。

討論なしで、討論を終結し、直ちに採決に入る。

賛成全員で、認定第12号は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算についての審査を終結した。

2日間にわたる第118回佐用町決算特別委員会の報告とします。

なお、詳細については、議会事務局に保管してありますので、そちらのほうで確認していただければと思います。報告を終わります。

議長（千種和英君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結していますので、認定第1号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、認定第1号、令和5年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 認定第1号、令和5年度佐用町一般会計決算認定に、反対の立場から討論します。

今回の決算の問題の第1は、公債費の繰上償還です。今年度も9億余りの繰上償還がありますが、借入れ利息の高いものを繰上償還し、利息の負担を減らすというのは分かります。しかし、前年度より減ったとはいえ、まだ、100億円余りある基金残高とともに、現在の町民のために、もっと有効に活用すべきである。

また、健康保険証をマイナンバーカードにひもづけし、紙の保険証をなくするなど、国が莫大な経費を使って、強引に推し進めているデジタル化などへの追従も問題です。預金口座、運転免許証、国家資格などもマイナンバーカードにひもづけし、拡大しようとしています。報道等でも明らかのように、医療機関等の現場に大変な負担を押しつけるばかりか個人情報漏洩や登録ミスなどにより、現場を混乱させている。本町においても、登録のため、日曜日に職員を登庁させるなど、職員への負担も増えています。

少子高齢化が著しく進み、文化やスポーツをはじめ、各地域の活動も困難になっている。文化スポーツの発展、地域のコミュニティの維持のためにも、各会館や体育館、グラウンドなどの公共施設の町民使用料は免除するべきでした。

また、補聴器を必要とする高齢者が増えています。（聴取不能）補聴器はノイズ等も聞こえが悪いと聞いています。認知症の防止、より快適な老後生活のためにも高精度の補聴器が必要です。補聴器購入補助制度の創設が求められます。

農業については、ますます深刻化する獣害に対し、より有効な対策を講じ、補助費等も充実させるべきでした。

また、畜産クラスター事業では、用地の確保ができず、今年度も進展できませんでした。見通しの甘さを指摘されても仕方がないと思います。

また、子育て支援では、保育料は第1子から無料とし、また、義務教育は無償という大原則に立ち、給食費、副教材費等は商品券の支給ではなく、町が直接支給するべきでした。

保育所、図書館をはじめ、いろいろな部署で非正規の職員が増えています。同一労働同一賃金の原則からも、職員の正職員化を図るべきでした。

また、女性職員の管理職への登用、障がい者の採用も、まだまだ、遅れています。民間事業所の模範となるよう、積極的に採用するべきです。

少子高齢化、過疎化が一段と加速する中、地域産業の振興、教育文化の発展、福祉・健康づくりの充実にとって、不十分な財政運営であったことを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） 令和5年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論をします。

佐用町一般会計歳入歳出決算は、監査委員の審査意見報告書及び決算特別委員会で慎重に審査しましたとおり、「安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実、産業と観光の振興」を3本柱として、各分野にわたってなされた予算編成が、適正に、滞ることなく執行され、安定した財政運営がなされていること

が認められます。

一部申し上げますと、子育て支援では、保育園におけるおむつの無償提供やゼロ歳児へのおむつ代支援などが実施されました。

投資的事業としては、上月支所の大規模改修をはじめとする老朽化した公共施設の改修、味わいの里三日月改修工事などが実施されました。

観光事業として、南光自然観察村は、令和5年度も黒字経営を実現できています。

また、起債の繰上償還、債権管理条例に基づく、適正な債権管理と効果的・効率的な債権回収をすすめていることは、中長期的な展望のもと、将来を見据えた、堅実・公正な財政運営につながるものです。

人件費、維持補修費などの経常的な経費がここ数年高止まりの傾向にあります。

また、税金はコロナ禍以前の水準を下回っています。合併特例期間も終了し、普通交付税算定においても減額が避けられない状況です。今後は厳しい財政運営が予想されますが、引き続き、住民とともに歩む、健全な行財政運営を目指していただきたい旨、申し添えます。

以上、令和5年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に関して賛成の討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論は、ありませんか。ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 認定第3号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計決算に反対の立場から討論します。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、所得総額や被保険者数、世帯数の割合に応じて、町が納付金を負担する仕組みとなっています。

国が令和4年度から就学前の子供の均等割に補助していますが、まだまだ、不十分です。18歳までの均等割は廃止し、保険料の負担を引き下げよう、制度の拡充を求めるべきです。

また、政府は健康保険証をマイナンバーカードに紐づけし紙の保険証を廃止する政策を莫大な経費をかけ、各自治体や医療機関に大変な負担を押しつけ、強引に推し進めています。町は、こういう政府の悪政に追随するのではなく、紙の保険証の継続に向け、政府に政策の転換を求めるべきであります。

コロナ禍の影響、円安等の影響もあり、町民の皆さんの生活は逼迫し、国保税の重税感、ますます大きなものになっています。一般会計からの繰入れ等で、被保険者の負担軽減に取り組むべきであったことを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） 認定第3号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、持続可能な国民健康保険事業を目指し、県が財政運営の責任者となり、町は納付金を収める制度となっています。本町の令和5年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入20億8,428万1,000円、歳出20億6,532万4,000円で、実質収支を1,895万7,000円の黒字で結んでおります。一方、保険料の収納率向上対策として、積極的な口座振替利用の呼びかけ、コンビニ納付、クレジット納付など、納税しやすい環境整備により、収入未済額は、現年滞納繰越分を合計すると2,613万9,000円で、全年度から約463万円減少しており、一定の評価ができます。今後も、創意工夫と納入者への意識づけと、分納誓約等の推進等、粘り強い徴収に取り組んでいただきたいと思います。

また、一般会計から1億6,907万7,000円の繰入れを行い、被保険者の皆さんが安心して給付を受けることができるように安定的に運営をされています。

国民健康保険制度は、被用者保険と比較して、年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があります。今後も厳しい財政状況が予想されることから、財政運営の責任主体である兵庫県と共に、医療費の適正化及び町民の健康づくりに向けた取組により、より一層の努力をお願いするものであります。

以上を踏まえ、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第4号、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険にし、令和4年10月から窓口負担を1割から2割になる対象者を拡大しました。保険料は、軽減策が2021年から軽減特例9割、8.5割が廃止され負担増を押しつけるものとなっています。この間、高齢者の年金は減らされ、食料をはじめ生活必需品が次々値上げされ、暮らしを直撃しています。

年金収入が少ない高齢者は年金から天引きされずに、直接納入する人のうち、保険料を払いきれない滞納者が令和5年度で12人になりました。保険料の負担増は高齢者の健康状態の悪化につながります。高齢者が安心して暮らせるように、保険料の負担軽減、窓口負担軽減こそが必要であったことを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

[森脇君 挙手]

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 認定第4号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、今後、ますます高齢化が進み、医療費の増大が予想される中、制度を維持していくため、若い世代と高齢者の負担を明確にして、自己負担額を除いた医療費の1割を被保険者の保険料で、4割を現役世代からの支援金分で、残りの5割を国、県、町の公費で負担する仕組みとなっており、全世代で支える仕組みとなっています。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合に運営を一元化し、町では、各種届出や申請の受付等の窓口業務、保険料の徴収など、役割分担をしながら運営されています。

令和5年度の決算においても、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金がほとんどであります。

また、一般会計から9,369万7,805円の繰入れを行いながら、実質収支622万2,000円

の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のために、努力をされております。このことから決算認定に賛成し、討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論は、ありませんか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第5号、令和5年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。
まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 認定第5号、令和5年度佐用町介護保険特別会計決算認定に反対の立場から討論します。

高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度として、2000年に始まった介護保険制度ですが、政府は、その目的を家族介護から社会で支える介護にしてきました。

しかし、施設入所者に対して食費の自己負担増など、利用料を大幅に上げ、軽度の方のサービス事業を制限する一方で、国庫負担を削減し、国の責任を後退させていったのが実態です。

介護を巡る問題は、高齢者はもちろんですが、現役世代にとっても重大な不安要素になっています。

介護保険料は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに介護保険料、利用料負担に跳ね返るという根本的な矛盾を抱えています。

保険料や利用料の高騰を抑制しながら制度の充実、基盤の充実を図り、持続可能な制度とするには、公費負担を大幅に増やすべきです。

誰もが安心して介護を受け、余生を過ごせるように、国庫負担の増額を国に求め、実効ある保険料の減免制度と介護サービスの利用料軽減制度、低年金受給者が被介護者になっても、最後まで入居できる特別養護老人ホームの基盤整備などの努力を求めます。

以上、指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） 認定第 5 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計決算認定、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化比率が上昇し、介護が必要となる方が多くなる中、少ない費用負担で介護サービスが受けられるよう、社会全体で支えていくとても重要な保険制度であります。

所得に応じた保険料の徴収、低所得者に対しての軽減制度の充実がなされ、一般会計からは令和 3 年度 4 億 4,455 万、令和 4 年度 4 億 3,900 万、令和 5 年度 4 億 5,152 万の繰入れであり、保険料、公費、利用者負担、全体に配慮された会計となっており、令和 5 年度介護保険特別会計決算は、適切であり賛成といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 5 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第 6 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 7 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 7 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和5年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより認定第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
続いて、認定第 12 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより認定第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

議長（千種和英君） 続いて、次の日程に入ります。
日程第 16 と日程第 17 は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 16. 議案第 79 号 財産の取得について（一般事務用パソコン 一式）

議長（千種和英君） それでは、日程第 16、議案第 79 号、財産の取得について、一般事務用パソコン一式についてを議題とします。
提案に対する、当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 79 号、財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、職員が業務で使用するパソコンは、平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年で導入したもので、導入から 5 年以上経過しており、処理速度の遅延や動作不良、ハードディスク等の故障などにより作業効率が低下し、修理にかかる費用も増加いたしております。

また、パソコンに搭載されている OS「Windows10」のサポートが来年 10 月末で終了となることから、現在のパソコンを使用し続けることは、セキュリティ上のリスクが懸念をされます。

これらの理由により、令和 6 年度に職員用パソコンを更新する必要があるというふうに判断をいたしました。

パソコンの更新により、業務効率の向上、セキュリティの強化、保守・管理コストの削減など、様々な効果が期待ができます。

なお、今回導入予定のパソコンは、令和 4 年度に実施した庁舎内の無線 LAN 化に対応した、持ち運びが便利なスリムノートタイプを購入いたします。パソコンが無線 LAN に対応することにより、事務室や会議室など、場所を選ばずパソコンが使用可能となり、業務効率化やペーパーレス化など、職員の働きやすい環境づくりと、行政サービスの質の向上につながるものと考えております。

購入する内容につきましては、OS として「Windows11」、また、ソフトとして「Microsoft Office」などを搭載した 14 インチ型スリムノートパソコン 350 台で、令和 7 年 3 月中旬までに更新を完了する予定であります。

調達先は、本町との取引実績により信用性が高く評価でき、また、本町のネットワーク及びシステム環境に精通した事業者以外では正常な動作を得られないことから、本町に合わせた設定・設置作業が確実に履行できる 4 事業者を選定し、見積りによる入札いたしました。

契約金額は 7,728 万 2,964 円で、うち、消費税及び地方消費税額は 702 万 5,724 円で契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号、株式会社日立システムズ関西支社、支店長、大村 勉（おおむら つとむ）氏に決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、本契約の締結をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 交換の理由ということで、処理速度の遅延、動作不良、ハードディスク故障、修理にかかる費用の増加というふうな、サポート終了というものが述べられてい

ましたけれども、今度の14インチスリムノートにされるということなんですけれども、これは、今の話のお伺いの中で、ちょっと、気になった点が、ハードディスクを継続していくのかという部分について、お伺いしたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

今回導入しますスリムノートパソコンにつきましても、ハードディスクと言いますか、SSDのディスクを搭載する予定でございます、そういった機種を選定しております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） SSDになってたほうが、やはりフォン・ノイマン・ボトルネックが大分解消されるんで、速度が大分、早くなると思いますので、その部分が、ちょっと、気になったので変えていただきまして、どうもありがとうございます。

議長（千種和英君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

続いて、議案第79号、財産の取得について、一般事務用パソコン一式について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第79号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 同意第4号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第17、同意第4号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

浅野博之教育長の退席をお願いします。

〔教育長 浅野博之君 退場〕

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第4号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案件は、教育長、浅野博之氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため同氏を再任をしようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、同法第5条第1項の規定により、令和9年9月30日までの3年間となっております。

なお、浅野博之氏の略歴につきましては、再任でございますのでご説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますように、よろしくお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件は、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

ここで浅野博之教育長の入室をお願いします。

〔教育長 浅野博之君 入場〕

議長（千種和英君） 浅野博之教育長に報告します。

同意第4号については、ただ今、原案のとおり同意されましたので、報告します。

ここで、しばらく休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

議長（千種和英君） 続いて、日程第 18、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申出のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申出のとおり、決定しました。

日程第 19. 議員派遣について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長一任でお願いします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（千種和英君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、第 118 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会します。

午前 11 時 18 分 閉会

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月2日から本日まで24日間の会期を定め、本日閉会となりました。

この間、令和5年度決算認定や令和6年度補正予算等、多くの案件を慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。

特に、決算特別委員会において、委員長をお務めいただいた山本幹雄議員、そして、副

委員長の内内将広議員、両議員のご尽力に、改めて、感謝申し上げる次第です。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備万端整えていただき、ありがとうございました。

さて、暑かった夏もやっと峠を越え、数日前から涼しい、特に朝晩は肌寒さを感じるような季節となっております。

地域各地を見ましても、実りの秋を迎えております。

また、最近では、秋祭りの準備の便りも聞かれています。

地域の皆さんが楽しみにされているお祭りが多数開催されますが、やはり地域からは担い手不足の声も聞かれています。

議員各位、また、町当局の皆さんにおかれましても、それぞれの地域に戻られて、地域の一員として運営にお手伝いをさせていただきたいと思っております。

また、議会におきましても、今後の閉会中、産業厚生常任委員会、総務常任委員会におきましても、県外への視察研修、また、多くの調査事項が予定されています。くれぐれも体調に留意されまして、委員会等の議会活動、そして、各個人の議員活動にご精励いただきますことを、お願いいたしまして、お礼の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いいたします。庵途町長。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。皆様、お疲れさまでした。

それでは、9月定例会閉会に当たりまして、ひと言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に上程をさせていただきました、令和5年度の決算の認定ほか、多くの、また、議案につきまして、それぞれ、慎重にご審議賜り、特に、今、決算につきましては、山本委員長をはじめ、大内副委員長、大変お世話になりましたけれども、無事審査を終えていただき、今日、最後の本会議で原案どおり認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、各議案につきましても、それぞれ、原案どおり、それぞれ可決、決定いただきまして、厚くお礼申し上げたいと思っております。

非常に、これから、まだまだ、厳しい状況が続いておりますけれども、町行政といたしましては、やはり町民の福祉の向上のために、今後も効率よく、また、安定した行財政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、どうぞ、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

今、議長、御挨拶ありましたように、ここに来て、彼岸がやってきたと同時に、北の空気に変わって、ようやく、この長かった夏も終わったような感じで、過ごしやすくなってまいりましたけれども、まだまだ、今日もまだ、昼間暑くなるようですし、この地球の温暖化と言われる中で、本当に、気候が非常に変わっております。

今年、見ても、彼岸花も、一斉にこれ暑くても寒くても、彼岸花が彼岸が来れば咲くんですけれども、彼岸花も、なかなか、咲くのを、また、私のほうは見ておりません。本当に、どうなっているのかなというふうに心配をしております。

また、9月も、あと一週間で切りました。これで、令和6年度も上半期が終わり、10月からは下半期に入ります。半分終わったわけでありまして、今年度進めております各事業につきまして、味里におけるみそ工場をはじめ、農産物の加工施設、また、上月支所の周辺整備、また、南光の文化センターの改修工事、そして、水道施設の水の安定した供給のための貯水槽の設置、こういう事業につきましても、非常にこの暑い中、現場の職員さん

たち、本当に大変御苦勞ですけれども、頑張っていたいで、おおむね、予定どおり事業も進んでおります。

また、もう 10 月に入りますと、早速、職員のほうにも、いろいろと指示をさせていただいて、令和 7 年度、来年度に向けての事業計画、本格的に組み立てていかなければなりませんし、それに伴います予算の編成というのは、大きな、これから課題になっております。

県のほうが、ああした混乱した状況にありまして、本来なら、県等についても、いろいろな課題、予算についての要望や協議も行うところですが、そのへんは、ちょっと、これからどうなっていくのか、多分、選挙もあり、いろいろとまた、県が安定した形になるのは、少し時間がかかるのではないかと思いますけれども、それはそれとして、佐用町にとりましては、来年度は、合併して、ちょうど 20 年という大きな節目を迎えるわけがあります。そうした 20 年を迎える中で、いろいろな事業についても、1 つの節目として、しっかりと町民の皆さんと共に、また、20 年もお祝いができるような、そういう形での計画もしていきたいというふうに考えておりますので、引き続いて、議会、議員皆さん方各位のご支援を、よろしくお願い申し上げたいと思います。

急にこうして、季節が変わってくるということで、体調の管理には、十分気をつけていただきまして、ますます、ご活躍をいただきますことをご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に、ありがとうございました。

議長（千種和英君）

これにて散会といたします。